

胎内市水道事業 障がい者活躍推進計画

令和7年3月

機関名	胎内市水道事業
任命権者	胎内市長 井畑 明彦
計画期間	令和7年度～令和11年度まで（5年間）
胎内市水道事業における障がい者雇用に関する課題	胎内市水道事業においては、職員8名程度の小規模な機関であり、障がい者に限定した募集及び採用は行っていない。 障がい者である職員が当事業に在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 今後は、組織的な体制整備について、市長部局や他の任命権者とも連携しながら検討を進めていく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	今後、障がい者に限定した募集及び採用を独自に行う見込みはないことから、当事業に在籍している職員に対して、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。 （評価方法） 障害者雇用推進者である上下水道課長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である胎内市長に報告する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として、上下水道課長を選任する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	現に障がい者である職員が在籍しておらず、今後、職員の採用については未定であるが、当事業に在籍している職員に対しては、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載している。